

令和6年度第2回鈴鹿市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

日時 令和6年11月13日（水） 午後1時15分～午後3時15分

場所 市役所本館 5階 502会議室

出席委員 11名

【被保険者代表委員】 油井 泰身、黒田 裕子、藤井 さゆり

【保険医等代表委員】 木村 英夫、若生 美樹

【公益代表委員】 曾我 正彦（会長）、市川 昇（会長職務代理者）、
石田 秀三

【被用者保険等代表委員】 内藤 誠、村松 郁哉、森口 裕也

欠席者 1名

【保険医等代表委員】 長谷川 豊

事務局 6名

健康福祉部長 江藤 大輔

保険年金課長 高崎 知奈美

管理G 主幹兼GL 川合 千晶

資格給付G 副主幹兼GL 中村 慎也

保険料G 主幹兼GL 佐々木 但馬

管理G 副主幹 石上 香菜子

傍聴者 なし

1 開会

- ・開会の挨拶
- ・杉野副市長挨拶（公務により退席）
- ・会長挨拶
- ・出席人数の報告
- ・資料確認
- ・会議の公開方法と会議録の作成について（意見なし）
- ・会議録署名者について

2 委員の委嘱

- ・委嘱人数の報告（12名中1名）
- ・委員自己紹介

3 議事

- ・保険料水準の統一の方向性や今後の保険料率の在り方について

【事務局】

資料に基づき説明

(質疑)

【A委員】

資料6ページの歳入歳出決算について、ともに減額している。
医療費の増大で赤字になると説明があったがどういうことか。

【事務局】

被保険者数の減少により、医療費全体は減少しているが、それでも歳出を歳入でまかなえなくなっているのが現状である。

【A委員】

資料7ページの事業費納付金の後期高齢者支援金分について、後期高齢者の何%分を占めているのか。

【事務局】

何%分になるか数値は持ち合わせていないが、後期高齢者支援制度に対し拠出するものであり、この部分については大きく変動しないものと思っている。

【B委員】

働き盛りや所得の高い人が社会保険へ移行し、所得の低い人や医療費が多くかかる高齢者など立場の弱い人が国民健康保険に残る構造となっている。歳出を歳入でまかなえなくなるのは、現在の構造上どこでも同じ状況である。

今後統一していく中で、保険料の負担を増やすことになれば、例えば年金暮らしの方については、収入は増えないが負担だけが増えるという状況になる。公的な支援がますます必要になってくると思う。

特に子育て世代の負担については、より厳しい状態となる。未就学児の均等割保険料については負担軽減のための国からの財政支援の対象となっているが、就学児についても同様の財政支援の検討が必要である。

また、赤字補填のための一般会計からの繰入れなどについても検討が必要である。

保険料が上がったとしても、一番大変な世代に影響が及ばないような仕組みを作ってもらいたい。

【事務局】

構造上の問題については、B委員の発言のとおりであり、国からの財政支援については、今後も継続及び拡充の要望を続けていく。

また、子育て世代に対する負担軽減について、現在、未就学児に対する均等割保険料の負担軽減があるが、保険料水準の統一の中で、市独自で対象年齢を拡大するなどの対応はどこの市町も難しくなってくる。県一体となって対象年齢の拡充や負担割合などの要望に力を入れていきたい。

赤字補填のための繰入れについては、被用者保険に加入中の方々にも二重の負担を強いることにつながるため、なかなか理解が得られない。一般会計についても、昨今の予算編成においてかなり厳しい状況である。

一般会計からの繰入れに頼らず、また、県からの借入れについては、保険料率に上乘せして返済していかないといけなくなるため、そうならないよう安定的な運営に努めていきたい。

【B委員】

本当に負担に耐えられる状態なのか、特に子どもが複数いる世帯の場合、子どもの人数分均等割保険料が上乘せされる構造となっているため負担が大きい。その部分の緩和などについては、市の施策として考えるべきことがあると思う。

子ども医療費助成の拡大により、医療費負担がないため、安心して病院に行けるが、一方で保険料の負担が上がることは大変だと思うので、検討をしてほしい。

【事務局】

子どもが増えることにより負担が増えることについては、以前から御意見をいただいている。保険制度は、加入者の負担能力に応じた保険料負担と安心して医療を受けていただける保障が相互に支えあって成り立っており、子育て世代については、制度を活用しながら、少しでも負担を軽減していただき、納付いただけたらと考えている。

【A委員】

収納率について、国民健康保険は約90%となっている。これから考えると、10人に1人が納めていないことになるが、本当に納めることができないのかなど現状はどうなのか。

【事務局】

構造上の問題もあるが、生活が苦しい、仕事が減って収入が減ったなど窮状を訴えてくる方が大半である。

【A委員】

それは、10%のうちのどれくらいか。納めなくてもいいと思っている人もいるのではないか。

【事務局】

何%かは確認していないが、本当に納めることができないのかについては、来庁いただいた際に、実際の収入額などをしっかり確認し、必要に応じて分納や軽減等の案内をしている。

資力があるにも関わらず、納付していない方については、財産調査をし、督促、催告を重ねながら差押えを実施している。

【A委員】

それでも収納率が90%なのか。

【事務局】

はい。未納の方について、預金等の調査をしているが、生活が苦しい方が大半であると感じている。

【C委員】

外国籍の方の徴収はどのようにしているのか。

【事務局】

外国籍の方も含めて徴収に取り組んでいる。来庁の際は、通訳を交えて分納などの相談を実施している。

【会長】

過年度に未納のある方が納める場合、過年度分から納めるのかそれとも現年度分から納めるのか。

【事務局】

基本的には過年度分から納めるが、分納交渉するに当たっては、今から納期限が来る分を納めつつ、過年度分についていくら納められるかという交渉を行っている。

新たな滞納を増やさないことも考えつつ、過年度分を納めるなど、状況により臨機応変に対応している。

【会長】

過年度分を納付すれば、現年度分の収納率が下がるのは当然ではないか。

【事務局】

過年度分を放置すると延滞金が発生してしまうため、それを防ぐことも考え対応している。

【C委員】

自主納付を口座振替に変更していただけるように徹底してもらいたい。

【A委員】

今後、保険料の引上げは1段階で上げる予定なのか。

【事務局】

資料13ページに1段階から5段階まで引上げのシミュレーションを記載したが、実際に1段階で引き上げるのは難しいのではないかと考えている。

今後、県から令和7年度の事業費納付金の金額が示されてくるので、その金額を確認した上でどのように引き上げるのか検討していく。

1段階での引上げは避けつつも、あまり段階は踏めないため、2段階での引上げを含めて検討していきたい。

【D委員】

引き上げる段階について、1段階と5段階では本人の保険料は何%くらい負担が増えるのか。

【事務局】

シミュレーションモデルケースでは、1段階で引き上げた場合、令和6年度と比較して、40歳単身世帯・所得100万円の設定で年額保険料は2万9千円くらい増加する。40歳4人家族（夫婦、10歳・5歳の子ども）・所得300万円の設定で年額保険料は10万円くらい増加する。そこに向けて何段階で引き上げるかを検討する必要がある。

【D委員】

引上げについて段階を踏めば踏むほど、それだけ基金からの繰入れが多くなるということか。

【事務局】

シミュレーションによる累計不足額のとおり、基金からの繰入れは多くなる見込みである。

【A委員】

今までは引き上げては据え置き、不足しそうになったらまた引き上げるという方式だったが、今回は令和11年度に向けて1段階で引き上げて据え置くか、段階的に引き上げていくかの選択ということか。

【事務局】

毎年県から標準保険料率は示されているが、それを参考に市町ごとに収支のバランスを見ながら保険料率を決定しており、当然県が示した内容と乖離があった。

今回、今までと違っている点は、令和 11 年度の標準保険料率が示されたということ。そのため、これに向けて考え方を整理し資料を作成した。

【B委員】

シミュレーションモデルケースの4人家族の場合、10万円も保険料が上がるということは、ダイレクトに影響がある。保険料の引上げはあるとしても、減免など子育て世代に対する対策を具体的にシミュレーションしながら考えてほしい。

【事務局】

非常に生活が厳しい中で、保険料の負担が大きいことは、十分に理解をしている。ただ、所得が低い方や生活が苦しい方などの生活状況をお聞かせいただいた上で、また、未就学児に対しても軽減などの制度をしっかりと適用させていただきながら保険料の負担について考えていく必要がある。

【E委員】

資料9ページについて、滞納していた方の時効はどうなっているのか。

【事務局】

時効は2年である。

【E委員】

時効の段階で不納欠損になるということ。

保険料率を引き上げることについて、生活が苦しい方の中でも真面目に納付している方もいれば、納めないまま不納欠損になる方もいる。やはりそれを防ぐために、口座振替の収納率が高いのであれば、それを推進していくという努力をお願いしたい。

【事務局】

今年度については、現年度分が滞納になっている方で、納付忘れをしていると思われる方を中心に口座振替の勧奨通知を送付する予定である。

併せて、資力がある方に対する財産調査等の実施を進めていく。

【F委員】

保険料を滞納している方でも、保険証を使って診療を受けることができるのか。

一生懸命保険料を納付している方もいれば、そうでない方もいるのであれば、どう対応しているのか。

【事務局】

通常は保険証を使って自己負担3割で診療を受けていただけるが、滞納が1年以上ある方の場合は、全額実費となっている。その後は納付状況により、3割負担で受診することができるよう対応している。

【A委員】

保険未加入者が救急車で搬送されたり、入院になると医療機関側は泣くしかない。ICUに入ったりした場合、とても高額になるため、医療機関側も非常に大変である。少しでも収納率を上げてもらい、保険証を使って対応できるようにしてほしい。

【G委員】

引上げについては、厳しいところではあるが、仕方がないのかなと感じる。

しかし、滞納している方へはしっかりと対応していただき、少しでも全体的な負担を少なくしてもらいたい。

【H委員】

保険料の引上げについて、1段階での引上げは、物価高騰などの現在の社会情勢を鑑みても厳しいと思うので、段階的な引上げの方が被保険者の負担が少ないと思う。

また、子どもが多いと負担が多くなるということだが、現在医療機関を受診した場合、18歳の年度末まで無償化されていると思う。これについては、例えば20歳くらいまで対応し、国からの財政支援を検討していただけたらと思う。

【I委員】

現在の社会情勢から考えて、国も非常に厳しい財政状況である。

その中で、保険料の引上げは必要なことであると思うが、1段階で引き上げると、納付できない人が多くなり、行政側も大変なことになると思う。

行政側が検討された内容からも、基金が枯渇しないことを視野に入れ段階的に上げていくのがよいと思う。

【会長】

資料13ページの保険料率の設定について、事務局の説明と皆様からたくさんの御意見をいただいた。

本日の協議会では、何段階での引上げにするのかを決めるのではなく、今回の議

題である「保険料水準の統一の方向性や今後の保険料率の在り方について」、今後この方向性や在り方を基に、事務局が検証・考察をすることによってよいかについて採決を行いたい。

なお、事務局には本日の協議会内での意見も含めて方向性としていただきたい。

⇒（挙手全員により承認）

【会長】

今後の国保財政や保険料率は、被保険者にとってとても大きな影響がある事柄であり、前回及び今回の協議会でもたくさんの御意見をいただいている。

そこで、承認はするが、それに当たり今後の国保財政の安定運営や保険料率の設定に関して、前回及び今回の協議会でいただいた御意見をはっきりと明示していくため附帯意見として鈴鹿市に提出してはどうかと考える。

詳細に明示するのは難しいので、本日の協議会内での意見も含めて概略をまとめ、附帯意見を添えたいと思うがどうか。

⇒（同意）

【事務局】

附帯意見の作成に取り掛かる。

（協議会休憩）

原案を全員に配布

（協議会再開）

原案を読上げ

【会長】

原案について、この内容で鈴鹿市に提出したいと考えるがどうか。

【B委員】

原案③について、「相互扶助の理念のもと」とあるが、法令では使用していない。本来、社会保障の制度であるため、助け合いとは意味が違うのではないか。

また、法令で使用していない文言をこの附帯意見で使用してもよいのか。

原案④について、「子育て支援の観点から国や県に対し財政支援の拡充について強く要望するなど積極的な働きかけを行う」とあるが、市としてできることを検討することとした方がよいのではないか。

【I委員】

原案③について、修正までは求めないが、「十分に周知」は表現が硬いため、「啓発活動などを通じて」にするとよいのではないかと感じた。

【事務局】

B委員の原案③への御意見については、第2期三重県国民健康保険運営方針の基本的事項の中で「相互扶助の精神」との文言が使用されていること、また、被保険者の方に保険料の説明をする際に、保険料は皆さんが出し合って相互に支え合っているとの表現を使用することから、社会保障制度において一般的な表現であると考えられる。

【会長】

この附帯意見は、分かりやすさと訴求力を大切にして、私が素案を考えたものである。「相互扶助」は県の表現に沿ったものであり、協議会から市に提出するこの意見書での使用は問題ないと考えられる。

B委員の御意見は十分に承知するが、表現の方法としての問題ということなので、今回は原案③のとおりで進めてもよいでしょうか。

もう1点、B委員からの原案④への御意見については、この附帯意見は市への意見書であることから、市が子育て支援の観点から検討を行うのは当然であり、そういった理解をしてもらえる表現になっていると思う。原案④もこの文章のまま進めてもよいでしょうか。

【事務局】

保険料率を見直す際には、収支バランスを把握し、被保険者の方々の各世帯、もちろん子育て世帯も含めて負担の大きさも考慮しなければならないと考えている。

原案①の文章の中に「被保険者への影響も考慮し」とあるが、負担の大きさへの考慮や支援も含めた表現であると受け取っている。原案④の子育て支援の観点も常に市は持ち合わせなければいけないと考えている。

【H委員】

納付した保険料を、その年の収入に応じて還付してもらえる制度はあるのか。

【事務局】

保険料の精算の制度はないが、これから納期が到来する保険料を減額する制度はある。今年の収入が減少し、昨年の収入で算定された今年度の保険料を納付することが難しい場合は、御相談いただきたい。

【会長】

今後の協議会でも、今回のような事例の際には意見書を提出してよいと考えている。原案は、あくまで協議会としての総意を言葉として具現化したものであり、この内容で提出をさせていただきたいがどうか。

⇒（同意）

【会長】

本日は、この場で原案に記載の「案」の文字を削除いただき、後日改めて事務局から委員の皆様へ意見書の写しを送付することとさせていただきたい。

事務局は、今回の協議会内での意見を包含して今後の運営に当たっていただきたい。

【事務局】

御審議いただいた保険料率改定の基本的な考え方や附帯意見の趣旨を踏まえて、今後も検証・考察を行っていく。

4 その他

- ・ 次回の運営協議会の開催について

【事務局】

次回の開催は令和7年1月または2月

議題は、令和7年度国民健康保険事業特別会計予算案

【会長】

閉会の挨拶